毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



# 長崎県公報

# 目 次

◎ 規 則 所管課(室)名 ○建築基準法施行細則の一部を改正する規則 建 築 課 ○長崎県証紙条例規則の一部を改正する規則 会 計 課 ◎告示 ・鳥獣保護区の存続期間の更新 (9件) 自然環境課 ・鳥獣保護区域内の特別保護地区の指定(2件) ・介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 長寿社会課 ・介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 ・介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定 " ・介護保険法に基づく介護医療院の許可 ・介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止の届出 ・介護保険法に基づく介護療養型医療施設の指定の辞退 ・公有水面埋立ての免許 漁港漁場課 ・道路の区域変更(2件) 道路維持 課 ・道路の供用開始 ・土砂災害警戒区域の指定 防 砂 課

#### ◎ 公告

 ・特定計量器定期検査の実施
 計量検定所

 ・測量の終了
 建設企画課

 ・測量の実施(3件)
 "

# 規則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年10月14日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 長崎県規則第26号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則 建築基準法施行細則(昭和46年長崎県規則第66号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後改正前(許可申請書に添付する図書)(許可申請書に添付する図書)第16条 法第43条第2項第2号、法第44条第1項第2号若し第16条 法第43条第2項第2号、法第44条第1項第2号若し

第16条 法第43条第2項第2号、法第44条第1項第2号若し くは第4号、法第47条ただし書、法第48条第1項から第14 項までのただし書(法第87条第2項及び第3項並びに法第 88条第2項において準用する場合を含む。)、法第51条ただ 16条 法第43条第2項第2号、法第44条第1項第2号若し くは第4号、法第47条ただし書、法第48条第1項から第14

項までのただし書(法第87条第2項及び第3項並びに法第 項までのただし書(法第87条第2項及び第3項並びに法第88条第2項において準用する場合を含む。)、法第51条ただ 88条第2項において準用する場合を含む。)、法第51条ただ

し書(法第87条第2項及び第3項において準用する場合を 含む。)、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53 条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法第53条の2第 1項第3号若しくは第4号(法第57条の5第3項において 準用する場合を含む。)、法第55条第3項各号、法第56条の 2第1項ただし書、法第57条の4第1項ただし書、法第59 条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法 第60条の2第1項第3号、法第60条の2の2第1項第2号 若しくは第3項ただし書、法第60条の3第1項第3号若し くは第2項ただし書、法第67条第3項第2号、第5項第2 号若しくは第9項第2号、法第68条第1項第2号、第2項 第2号若しくは第3項第2号、法第68条の3第4項、法第 68条の5の3第2項、法第68条の7第5項、法第85条第3 項、第6項若しくは第7項、法第86条第3項若しくは第4 項、法第86条の2第2項若しくは第3項又は法第87条の3 第3項、第6項若しくは第7項の規定により知事の許可を 受けようとする者は、許可申請書(省令別記第43号様式、 省令別記第44号様式)、省令第1条の3第1項の表1の (い) 項及び(ろ) 項に掲げる図書又は省令第3条第2項 の表に規定する図書(法第86条第3項若しくは第4項又は 法第86条の2第2項若しくは第3項の規定により知事の許 可を受けようとする場合は、許可申請書(省令別記第61条 の2様式)、省令第10条の16に規定する図書又は書面及び 第26条各号に定める図書)に、それぞれ、理由書及び申請 地をのぞむ2方向以上の写真のほか次に定める図書を添え て知事に提出しなければならない。

(1)~(6) 略

(7) 法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、法第55条第3項各号、法第57条の4第1項ただし書、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項第2号若しくは第3項ただし書、法第60条の2第1項第2号若しくは第3項ただし書、法第67条第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号、法第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号、法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項、法第68条の7第5項、法第85条第3項、第6項若しくは第3項又は法第87条の3第3項、第6項若しくは第3項又は法第87条の3第3項、第6項若しくは第7項の場合

ア及びイ 略

ウ 道路、敷地及び建築物相互間の高さの関係を示した 図面(法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3 号、法85条第3項、<u>第6項若しくは第7項</u>又は法第87 条の3第3項、第6項若しくは第7項の場合を除く。)

工略

(8) 略

ア~ウ 略

エ 省令第1条の3第1項の表2の20項に掲げる図書

2 略

附則

この規則は、公布の日から施行する。

し書(法第87条第2項及び第3項において準用する場合を 含む。)、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53 条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法第53条の2第 1項第3号若しくは第4号(法第57条の5第3項において 準用する場合を含む。)、法第55条第3項各号、法第56条の 2第1項ただし書、法第57条の4第1項ただし書、法第59 条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法 第60条の2第1項第3号、法第60条の2の2第1項第2号 若しくは第3項ただし書、法第60条の3第1項第3号若し くは第2項ただし書、法第67条第3項第2号、第5項第2 号若しくは第9項第2号、法第68条第1項第2号、第2項 第2号若しくは第3項第2号、法第68条の3第4項、法第 68条の5の3第2項、法第68条の7第5項、法第85条第3 項、第5項若しくは第6項、法第86条第3項若しくは第4 項、法第86条の2第2項若しくは第3項又は法第87条の3 第3項、第5項若しくは第6項の規定により知事の許可を 受けようとする者は、許可申請書(省令別記第43号様式、 省令別記第44号様式)、省令第1条の3第1項の表1の (い) 項及び(ろ) 項に掲げる図書又は省令第3条第2項 の表に規定する図書(法第86条第3項若しくは第4項又は 法第86条の2第2項若しくは第3項の規定により知事の許 可を受けようとする場合は、許可申請書(省令別記第61条 の2様式)、省令第10条の16に規定する図書又は書面及び 第26条各号に定める図書)に、それぞれ、理由書及び申請 地をのぞむ2方向以上の写真のほか次に定める図書を添え て知事に提出しなければならない。

(1)~(6) 略

(7) 法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、法第55条第3項各号、法第57条の4第1項ただし書、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項第2号若しくは第3項ただし書、法第60条の2第1項第2号若しくは第3項ただし書、法第67条第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号、法第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号、法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項、法第68条の7第5項、法第85条第3項、第5項若しくは第4項、法第86条の2第2項若しくは第3項又は法第87条の3第3項、第5項若しくは第6項の場合

ア及びイ 略

ウ 道路、敷地及び建築物相互間の高さの関係を示した 図面(法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3 号、法85条第3項、第5項若しくは第6項又は法第87 条の3第3項、第5項若しくは第6項の場合を除く。)

工略

(8) 略

ア~ウ 略

エ 省令第1条の3第1項の表2の<u>300項</u>に掲げる図書 2 略 長崎県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年10月14日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 長崎県規則第27号

長崎県証紙条例施行規則の一部を改正する規則 長崎県証紙条例施行規則(昭和41年長崎県規則第66号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前				
別表第1 (第2条関係)	別表第1 (第2条関係)				
番号    手数料の名称	番号 手数料の名称				
1~188 略	1~188 略				
	188の2   教育職員の免許状に係る有効期間更新手数料				
	188の3   教育職員の免許状に係る有効期間延長手数料				
	188の4   教育職員の免許状に係る更新講習修了確認手数料				
	188の 5   教育職員の免許状に係る修了確認期限延期手数料				
	188の6   教育職員の免許状に係る更新講習受講免除手数料				
[189~193 略	189~193 略				

附則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 告示

#### 長崎県告示第642号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和 4 年10月14日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 名称

雲仙鳥獣保護区

#### 2 区域

長崎県南島原市有家町において国道57号と国有林長崎南部森林計画区(以下「国有林」という。)の交点を 起点とし、同所より同国有林界を西へ進み同国有林界が雲仙市と南島原市の行政界と接する点に至り、同所よ り同行政界を南に進み、南島原市有家町と同市西有家町との町界に至り、同所より南島原市有家町と同市西有 家町との町界を南東に進み、同町界が歩道丸尾山石原線と交わる点に至り、同所より同歩道を西に進み、同 歩道が歩道宝原丸山線に接する点に至り、同所より同歩道宝原丸山線を北に進み、同歩道が雲仙市と南島原 市の行政界と交わる点に至り、同所より同行政界を西に進み、同行政界が国有林(第103林班)界と接する点 に至り、同所より同国有林界を南西に迂回して北に進み、さらに同国有林(第104林班、第105林班、第106林 班、第110林班、第111林班、第112林班、第113林班、第114林班)界を東へ迂回して北に進み、同国有林界が 国有林第114林班と第115林班との林班界と接する点に至り、同所より同第114林班と第115林班及び第116林班 との林班界を北から東に進み、同国有林第116林班と第117林班の林班界と接する点に至り、同所より同国有林 第117林班と第116林班及び第119林班との林班界を北から東に進み、同林班界が同国有林第118林班と第119林 班との林班界と接する点に至り、同所より同国有林第118林班と第119林班及び第127林班との林班界を東から 北さらに東に進み、同林班界が同国有林第76林班と第127林班との林班界と接する点に至り、同所より同国有 林第76林班と第127林班との林班界を北西に進み、同林班界が国有林界と接する点に至り、同所より同国有林 (第76林班) 界を北に進み、同国有林界が国有林第70林班と第76林班との林班界と接する点に至り、同所より 同国有林第76林班と第70林班、第71林班、第75林班及び第79林班との林班界を東から南に迂回して進み、同林 班界と同国有林第77林班と第79林班との林班界が接する点に至り、同所より同国有林第77林班と第79林班との

林班界を南に進み、同林班界が同国有林第77林班と第78林班との林班界と接する点に至り、同所より同国有林第78林班と第79林班及び第80林班との林班界を北東から南さらに東に進み、同林班界が同国有林第80林班と第81林班との林班界と接する点に至り、同所より同国有林第80林班と第81林班、第82林班、第83林班及び第84林班との林班界を東から南に進み、同林班界が同国有林第84林班と第93林班との林班界と接する点に至り、同所より同国有林第93林班と第84林班、第92林班及び第91林班との林班界を南東に進み、同林班界が国有林界と接する点に至り、同所より同国有林(第93林班、第94林班、第97林班、第98林班及び第99林班)界を南西から西に進み、起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで(10年間)

- 4 鳥獣保護区の指定区分
  - 森林鳥獣生息地の保護区
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
  - (1) 鳥獣保護区の指定目的

雲仙鳥獣保護区は、日本最初の国立公園・雲仙天草国立公園内にあり、昭和27年から国設の雲仙鳥獣保護 区の設定が行われ、平成4年から県設に移管されている。区域内には、普賢岳紅葉樹林を始め県内でも貴重 な落葉広葉樹を主体とする自然が多く、野生鳥獣の生息に恵まれ、野生鳥獣の生息数も多い。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のために重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(2) 鳥獣保護区の管理方針

ア 鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

- イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるととも に、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

#### 長崎県告示第643号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和 4 年10月11日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 名称
  - 眉山鳥獣保護区
- 2 区域

長崎県島原市、雲仙市所在、焼山と普賢岳を結ぶ登山道と国有林長崎南部森林計画区(以下「国有林」という。)第80林班と第82林班との交点を起点とし、同所より同登山歩道を経て、同国有林第82林班と第83林班との林班界を北東に進み、三会林道83支線との交点に至り、同所より83支線を南に進み、同支線の終点に至り、同所より国有林巡視歩道を東に進み、主要地方道愛野島原線との交点に至り、同所より同東道を南から東に進み、同主要地方道と県立島原農業高校の西側を通る車道との交点に至り、同所より同車道を南に進み、同車道と国有林作業道との交点に至り、同所より同所より同所より同所より同作業道を南東に進み、同作業道と国有林道島原・新山線と接する地点に至り、同所より同林道を南に進み、国有林第88林班と第89林班との交点に至り、同所より国有林(第89林班)界を南西に進み、国有林作業道との交点に至り、同所より同作業道を南西から北西に迂回して進み、国有林巡視歩道との交点に至り、同所より同歩道を南西から市に進み、国有林(第90林班)界との交点に至り、同所より同年道を南西から北西さらに西に進み、国有林第91林班と第93林班との林班界と接する点に至り、同所より同国有林第93林班と第91林班及び第92林班との林班界を西から北西に進み、国有林第84林班と第80林班との林班界と接する点に至り、同所より同国有林第80林班と第84林班と第80林班との林班界と接きる点に至り、同所より同国有林第80林班と第84林班と第80林班との林班界と接きる点に至り、同所より同国有林第80林班と第84林班と第80林班との林班界と接きる点に至り、同所より同国有林第80林班と第84林班と第80林班との林班界と接きる点に至り、同所より同国有林第80林班と第84林班と第80林班との林班界と接きる点に至り、同所より同国有林第80林班と第84林班と第84林班と第80林班との林班界と接きる点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで(10年間)

4 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
- (1) 鳥獣保護区の指定目的

眉山鳥獣保護区は、雲仙岳の東側斜面と眉山全体を区域とする鳥獣保護区であり、雲仙鳥獣保護区に隣接している。雲仙岳東側斜面の区域は雲仙鳥獣保護区と同様、落葉広葉樹を主体とする自然林が広がっており、眉山の海抜500m以上の地域には、アカガシ林が広がり、景観だけでなくコゲラ、アオゲラ、メジロ等の野生鳥獣の生息地としても重要な地域となっている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(2) 鳥獣保護区の管理方針

ア 鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

- イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるととも に、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

#### 長崎県告示第644号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和 4 年10月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

百花台公園鳥獸保護区

2 区域

雲仙市国見町大字金山名字堀田、字カゴメ石、字横道上及び字泥谷に所在する国見都市計画公園の区域

3 存続期間

令和4年11月1日から令和24年10月31日まで(20年間)

4 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
  - (1) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は島原半島北部の丘陵地帯に位置し、百花台公園及びその周辺部で、全国植樹祭時に植えられた野生鳥獣の餌となる樹木も生長し、野鳥と人とのふれあいの場となっている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のために重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(2) 鳥獣保護区の管理方針

ア 鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

- イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるととも に、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

# 長崎県告示第645号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定において準

用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和 4 年10月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

御橋観音鳥獣保護区

2 区域

長崎県佐世保市吉井町樋口所在の福井川に架けられた直谷橋の左岸橋端を起点とし、同所から福井川の左岸を北東に進み、梶田橋左岸橋端を経て、同町上直谷の梶川橋左岸橋端に至り、同所から市道梶木場線を更に進み、同町と世知原町との町境に至り、同所から市道十郎木場線を南に進み、さらに西に進み、吉井町・世知原町境に至り、同所から市道春明線を西に進み、同市道桜線との交点に至り、同所から同市道を北に進み、同町と江迎町との町境に至り、同所から市道畳石線を北に進み、主要地方道佐世保吉井松浦線との交点に至り、同所から同主要地方道の田ノ元橋右橋端を経て、同主要地方道を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

令和4年11月1日から令和24年10月31日まで(20年間)

4 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
  - (1) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、吉井町の中央部に位置する牧ノ岳を中心とした区域で、その殆どが常緑広葉樹で一部に耕地や水田が見られる。

特に牧ノ岳南斜面に位置する御橋観音寺周辺は、自然度の高い森林で野生鳥獣の生息密度が高い。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のために重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(2) 鳥獣保護区の管理方針

ア 鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

- イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるととも に、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

#### 長崎県告示第646号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和 4 年10月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

喜内瀬鳥獣保護区

2 区域

松浦市福島町里免鳥越にある籾浦湾海岸の汐留池の東端から、同町塩浜から里に至る県道に通ずる旧道を西に進み、同県道との交点からこの県道を南に進み、この県道と同町白土新田へ下る小径の分岐からこの小径を南下し、この小径が白土新田の中央を通る用水路に沿った道路に接する点からこの道路を南東に進み、この道路と塩浜から白土を経て喜内瀬に至る県道との交点からこの県道を約30m南西へ進み、白土新田汐留池の東側湖畔の水門に至る線以東の半島及び瀬山島、ムベ島、コゼ石島、伝七島並びに喜内瀬免一升合の西の岬同東の島、ブツテの鼻を結んだ線以東の海湾一円

3 存続期間

令和4年11月1日から令和24年10月31日まで(20年間)

4 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
  - (1) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、福島町の東部に位置し、その殆どが雑木林と耕地で区域東部には水田が多く見られる。また、放棄水田や溜め池等が多いためカモ・サギ類等も多く野生鳥獣の生息密度も高い。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のために重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

- (2) 鳥獣保護区の管理方針
  - ア 鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。
  - イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
  - ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるととも に、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

#### 長崎県告示第647号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和 4 年10月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

川原ダム鳥獣保護区

2 区域

長崎県五島市岐宿町所在、川原国有林長崎事業区中215、216、219及び220の各林班の区域並びに国有林に介 在する民有地

- 3 存続期間
  - 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで(10年間)
- 4 鳥獣保護区の指定区分
  - 森林鳥獣生息地の保護区
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
  - (1) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、二級河川大川原川の上流、森林に囲まれた川原ダムとその周囲の樹林地で、良好な環境を有している。このような環境を反映して、多数のカモ類が飛来するなど、野鳥の生息密度が高い。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のために重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

- (2) 鳥獣保護区の管理方針
  - ア 鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。
  - イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
  - ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるととも に、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

#### 長崎県告示第648号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和 4 年10月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

黄島鳥獣保護区

2 区域

長崎県五島市黄島一円

3 存続期間

令和4年11月1日から令和24年10月31日まで(20年間)

4 鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
- (1) 鳥獣保護区の指定目的

黄島は五島市の南方海上約8kmに位置する玄武岩質の溶岩と火山砕削物よりなる火山性の島で、島の東部には標高91mの噴石丘が形成されているほか、長さ131mの溶岩トンネルがある。

島の北部には集落があるが、島の大半は農耕地及び草地で、東部にはシイ・カシ等の常緑樹、南東部は海 岸線にハマビワーオニヤブソテツ群集があり、国指定天然記念物のカラスバトが高密度で生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の 保護を図るものである。

(2) 鳥獣保護区の管理方針

ア 鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

- イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるととも に、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

#### 長崎県告示第649号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和 4 年10月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

内院島鳥獣保護区

2 区域

長崎県対馬市厳原町内院島一円

3 存続期間

令和4年11月1日から令和24年10月31日まで(20年間)

4 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
  - (1) 鳥獣保護区の指定目的

内院島は対馬南部の内院集落のすぐ南側に浮かぶ無人島で、東西南北約500mのほぼ円形の島である。島の周囲を高い海食崖に囲まれ、山頂の標高は154mである。

植生については、島の中央部は自然度の高いスダジイ二次林に覆われているが、地形が急峻で風当たりが 強いため樹高は低い。海岸の崖地にはダルマギクーホソバワダン群集が発達している。

比較的大形で標高も高い島で、自然度の高い樹林が茂り林縁の草本類も豊富なため鳥類の生息には極めて 良好な環境で、森林性の野鳥が多く生息し、オオミズナギドリの繁殖が確認され、カラスバトの繁殖も推測 される。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の 保護を図るものである。

(2) 鳥獣保護区の管理方針

- ア 鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。
- イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるととも に、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

#### 長崎県告示第650号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和 4 年10月14日

長崎県知事 大石 腎吾

1 名称

棹崎鳥獣保護区

2 区域

長崎県対馬市上県町大字佐護安保西里に所在する棹崎市有林99林班全域

3 存続期間

令和4年11月1日から令和24年10月31日まで(20年間)

4 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
  - (1) 鳥獣保護区の指定目的

区域全域が市有林で比較的良好な森林環境が残されており、環境省レッドリストで絶滅危惧種IA類に指定されているツシマヤマネコを始め、ツシマテン、シベリアイタチ等の獣類や森林性の鳥類に加え希少鳥であるハヤブサやミサゴ等が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の 保護を図るものである。

(2) 鳥獣保護区の管理方針

ア 鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

- イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるととも に、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

# 長崎県告示第651号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第1項の規定に基づき、雲仙鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第4項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和 4 年10月14日

長崎県知事 大石 腎吾

1 名称

雲仙鳥獣保護区雲仙特別保護地区

2 特別保護地区の区域

長崎県島原市、雲仙市及び南島原市所在、国有林長崎南部森林計画区第80林班及び第95林班の全部並びに第78林班ろ小班及びは小班、第93林班イ小班及びロ小班、第94林班ろ小班、に小班及びロ小班、第96林班い小班、い1小班、に小班及びほ小班の各区域。

3 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで(10年間)

4 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

- 5 特別保護地区の保護に関する指針
  - (1) 特別保護地区の指定目的

雲仙鳥獣保護区は、日本で最初に指定された雲仙天草国立公園内にあり、昭和27年から国指定鳥獣保護区として雲仙鳥獣保護区が指定され、平成4年から県指定に移管されている。

区域内には、普賢岳紅葉樹林を始め県内でも貴重な落葉広葉樹を主体とする自然林が多く、このような自然環境を反映して、ウグイス、ホトトギス、オオルリなどの森林性の鳥獣が多い。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、普賢岳を中心とした北東部の区域は、海抜1,100m以上の落葉樹林帯の中にあり、コハウチワカエデを主体とする高木層、ヤマボウシ等の亜高木層、低木層、草本層といった鳥類に多様な生活空間を提供するコハウチワカエデーケクロモジ群落によって広く被われ、また樹高20mを超えるモミが存在し、岩壁には、ヤマグルマーヒカゲツツジ群集、山地斜面には、ニシキウツギ群落が見られる。

このように多様な植生が成り立っていることから、多くの鳥獣の良好な生息地として特に重要な地域であり、夏季における森林性鳥類の生息密度が極めて高い地域でもある。

このため、当該区域は、雲仙鳥獣保護区の中でも特に多種多様な動植物の良好な生息生育地として保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

- (2) 特別保護地区の管理指針
  - ア 鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。
  - イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
  - ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるととも に、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図り、その対応に当たる。

#### 長崎県告示第652号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第1項の規定に基づき、眉山鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第4項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和 4 年10月14日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 名称
  - 眉山鳥獣保護区眉山特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域

長崎県島原市、雲仙市所在、国有林長崎南部森林計画区第84林班ち小班及びイ小班、第92林班ハ小班及びニ 小班並びに島原市北千本木町甲2682-6番地の各区域

3 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで(10年間)

- 4 特別保護地区の指定区分
  - 森林鳥獣生息地の保護区
- 5 特別保護地区の保護に関する指針
  - (1) 特別保護地区の指定目的

眉山鳥獣保護区は、国立公園雲仙岳の東側に聳える眉山を含む鳥獣保護区で、雲仙鳥獣保護区と隣接し、 雲仙鳥獣保護区と同様に落葉広葉樹を主体とする植生となっており、コゲラ、アオゲラ、メジロ等の森林性 の野生鳥獣が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、普賢岳の北東から千本木地区の区域は、コハウチワカエデ、コミネカエデ、ヤマボウシなどの落葉広葉樹の自然林や、1792年に噴出した新焼溶岩流を被うアカマツ林等により成り立っており、森林性鳥獣の良好な生息地として重要な区域となっている。

このため、雲仙特別保護地区とつながるこの区域は、眉山鳥獣保護区の中でも特に多様な動植物の良好な生息生育地として保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生

息地の保護を図るものである。

- (2) 特別保護地区の管理指針
  - ア 鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。
  - イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
  - ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるととも に、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図り、その対応に当たる。

#### 長崎県告示第653号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、次の事業者を指定居宅サービス事業者として指定した。

令和 4 年10月14日

						長崎県知事 天体	コ 質告
介護保険 事業所番号	事業所の名	称及び所在地	申訓	青者の名称及び	所在地	指定年月日	サービス の種類
4260490257	訪問看護ス テーションい しずえ長崎	長崎県諫早市貝津町1409番15	特定非営利活 動法人精神医 療サポートセ ンター	理事 田邉 友也	大阪府泉佐野市 鶴原 2 丁目11- 12	令和4年4月1日	訪問看護
4260590155	太陽のぬくもり	長崎県大村市今 富町649-7 仁ア パート2号室	仁木田株式会社	代表取締役 林田 真吾	長崎県大村市今富町649-7	令和4年4月1日	訪問看護
4270800719	特別養護老人 ホーム春風荘 (ユニット 型)	長崎県松浦市御厨町里免384番地1	社会福祉法人長松会	理事長 押渕 英展	長崎県松浦市御厨町里免395番地1	令和4年4月1日	短期入所 生活介護
4271201008	生活支援センター そら	長崎県東彼杵郡 波佐見町稗木場 郷1143-4	特定非営利法 人 S,L,H	理事長 瀬川 宏	長崎県佐世保市大黒町15-4	令和4年4月1日	通所介護
4261590048	合同会社 coming 訪問 看護・介護ス テーション 幸	長崎県北松浦郡 佐々町小浦免 219番地8	_	代表社員 小柳 彰悟	長崎県北松浦郡 佐々町小浦免 219番地8	令和4年5月1日	訪問看護
4270502240	訪問介護 和み	長崎県大村市宮 小路3丁目1973 番地1	合同会社 優美武	代表社員 出口 律子	長崎県大村市宮 小路3丁目1946 番地6	令和4年5月1日	訪問介護
44270502257	レッツ倶楽部 大村	長崎県大村市杭 出津2丁目54- 1	リライフ株式 会社	代表取締役 服部 良成	長崎県大村市杭 出津2丁目54- 1	令和4年5月1日	通所介護
4270800735	ヘルパース テーション あいのて	長崎県松浦市志 佐町浦免889番 地1松永ビル1 F		理事長 松永 大一郎	長崎県佐世保市 岳野町343番地	令和4年5月1日	訪問介護
4271501514	合同会社 coming 訪問 看護・介護ス テーション 幸	長崎県北松浦郡 佐々町小浦免 219番地8	_	代表社員 小柳 彰悟	長崎県北松浦郡 佐々町小浦免 219番地8	令和4年5月1日	訪問介護

4271501522	用具貸与販売	長崎県北松浦郡 佐々町羽須和免 557	株式会社 マ ツダデコン	代表取締役 松田 芳之	長崎県北松浦郡 佐々町羽須和免 557	令和4年6月1日	福祉用具貸与
4271501522	<ul><li>(株) マツダ デコン 福祉 用具貸与販売 事業所 ソエ ル</li></ul>	長崎県北松浦郡 佐々町羽須和免 557	株式会社 マ ツダデコン	代表取締役 松田 芳之	長崎県北松浦郡 佐々町羽須和免 557	令和4年6月1日	特定福祉用具販売
4271601496	福祉用具貸与事業所 すまいるはぁと	長崎県南松浦郡 新上五島町奈摩 郷379番地5	株式会社 新 上五島在宅ケ アセンター	代表取締役 田平 一吉	長崎県南松浦郡 新上五島町奈摩 郷379番地5	令和4年6月1日	特定福祉用具販売
4272500762		長崎県南島原市 深江町丙1840- 16	合同会社 蒼	代表社員 長谷川 慎	長崎県南島原市 深江町丙1840- 16	令和4年8月1日	訪問介護
4271103378		長崎県西彼杵郡 時津町日並郷 1766-1	医療法人 行清会	理事長 鍬先 清一郎	長崎県西彼杵郡 時津町浜田郷 520-5	令和4年8月8日	短期入所 生活介護
4260490265	あいず訪問看 護ステーショ ン諫早	長崎県諫早市多 良見町化屋481 -1 北島第2 ビル101	合同会社 A-PLUS	代表社員 芦塚 千夏	長崎県大村市久 原 1 丁 目570番 地 2 久原プラ ザビル 3 F	令和4年9月1日	訪問看護
4271103386	デイサービスいろどり	長崎県西彼杵郡 時津町浜田郷 196-5 マル イチビル1階	合同会社 ここいろ	代表社員 峯 武義	長崎県長崎市木 鉢町2丁目228 番地13	令和4年9月1日	通所介護

# 長崎県告示第654号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項第1号の規定により、次の事業者を指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和4年10月14日

介護保険 事業所番号	事業所の名	称及び所在地	申訓	申請者の名称及び所在地		指定年月日	サービス の種類
4260490257	訪問看護ス テーションい しずえ長崎	長崎県諫早市貝 津町1409番15	特定非営利活 動法人精神医療サポートセンター	理事 田邉 友也	大阪府泉佐野市 鶴原 2 丁目11- 12	令和4年4月1日	介護予防 訪問看護
4260590155	太陽のぬくも り	長崎県大村市今 富町649-7 仁ア パート2号室	仁木田株式会社	代表取締役 林田 真吾	長崎県大村市今富町649-7	令和4年4月1日	介護予防訪問看護
4270800719	特別養護老人 ホーム春風荘 (ユニット型)	長崎県松浦市御厨町里免384番地1	社会福祉法人長松会	理事長 押渕 英展	長崎県松浦市御厨町里免395番地1	令和4年4月1日	介護予防 短期入所 生活介護

	∧ 🖂 ∧ ¾		^ □ ^ ±				
4261590048	合同会社 coming 訪問 看護・介護ス テーション 幸	長崎県北松浦郡 佐々町小浦免 219番地8	合同会社 coming 訪問 看護・介護ス テーション 幸	代表社員 小柳 彰悟	長崎県北松浦郡 佐々町小浦免 219番地8	令和4年5月1日	介護予防訪問看護
4271501522	<ul><li>(株)マツダ デコン 福祉 用具貸与販売 事業所 ソエ ル</li></ul>	佐々町羽須和免	株式会社 マ ツダデコン	代表取締役 松田 芳之	長崎県北松浦郡 佐々町羽須和免 557	令和4年6月1日	介護予防 福祉用具 貸与
4271501522	<ul><li>(株)マツダ デコン 福祉 用具貸与販売 事業所 ソエ ル</li></ul>	-	株式会社 マ ツダデコン	代表取締役 松田 芳之	長崎県北松浦郡 佐々町羽須和免 557	令和4年6月1日	特定介護 予防福祉 用具販売
4271601496	福祉用具貸与 事業所 すま いるはぁと	長崎県南松浦郡 新上五島町奈摩 郷379番地5	株式会社 新 上五島在宅ケ アセンター	代表取締役 田平 一吉	長崎県南松浦郡 新上五島町奈摩 郷379番地5	令和4年6月1日	特定介護 予防福祉 用具販売
4271103378	鳅 先 医 院 ショートステ イ	長崎県西彼杵郡 時津町日並郷 1766-1	医療法人 行清会	理事長 鍬先 清一郎	長崎県西彼杵郡 時津町浜田郷 520-5	令和4年8月8日	介護予防 短期入所 生活介護
4260490265	あいず訪問看 護ステーショ ン諫早	長崎県諫早市多 良見町化屋481 -1 北島第2 ビル101	合同会社 A-PLUS	代表社員 芦塚 千夏	長崎県大村市久 原1丁目570番 地2 久原プラ ザビル3F	令和4年9月1日	介護予防 訪問看護

# 長崎県告示第655号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定により、次の施設を指定介護老人福祉施設として指定した。

令和4年10月14日

長崎県知事 大石 賢吾

介護保険 事業所番号	事業所の名	称及び所在地	申請者の名称及び所在地		指定年月日	サービス の種類	
4270800727	特別養護老人 ホーム春風荘 (ユニット型)	長崎県松浦市御 厨町里免384番 地1		理事長 押渕 英展	長崎県松浦市御 厨町里免395番 地1	令和4年4月1日	介護老人福祉施設

### 長崎県告示第656号

介護保険法(平成9年法律第123号)第107条第1項の規定により、次の施設を介護医療院として許可した。 令和4年10月14日

介護保険 事業所番号	事業所の名	称及び所在地	申請者の名称及び所在地		指定年月日	サービス の種類	
442B2500011	医療法人 弘 池会 介護医 療院 くちの	長崎県南島原市 口之津町丁5615 番地	医療法人 弘池会	理事長 池永 健	長崎県南島原市口之津町丁5615番地	令和4年4月1日	介護医療院

#### 長崎県告示第657号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、次の事業者から指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

令和 4 年10月14日

長崎県知事 大石 賢吾

介護保険 事業所番号	事業所の名	・称及び所在地	届出者の名称及び所在地		届出受理年月日	サービス の種類	
4271400212		長崎県南島原市加津佐町乙1180番地4	X+ X= Xi- Y- 1	理事長 宮崎 大輔	長崎県南島原市 加津佐町乙1201 番地		通所介護

### 長崎県告示第658号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第113条第1項の規定により、次の開設者から介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

令和 4 年10月14日

長崎県知事 大石 賢吾

介護保険 事業所番号	事業所の名	称及び所在地	辞退者の名称及び所在地		辞退年月日	サービス の種類	
4211422227	医療法人弘池 会 口之津病 院		医療法人弘池会	理事長 池永 健	長崎県南島原市 口之津町丁5615 番地	令和4年3月31日	介護療養 型医療施 設
4211422169	医療法人社団 穂仁会 よこ た医院	長崎県雲仙市瑞穂町西郷辛1172	医療法人社団穂仁会	理事長 横田 美登志	長崎県雲仙市瑞穂町西郷辛1172	令和4年7月1日	介護療養 型医療施 設

#### 長崎県告示第659号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第 2 条第 1 項の規定により、公有水面埋立てを免許した。 令和 4 年10月14日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 埋立ての免許年月日 令和4年10月6日
- 2 埋立ての免許を受けた者の住所氏名

名 称 長崎県

所 在 地 長崎県長崎市尾上町3番1号

代表者氏名 長崎県知事 大石 賢吾

代表者住所 長崎県長崎市尾上町3番1号

- 3 埋立ての区域
  - (1) 位 置 「A工区]

長崎県長崎市小浦町1016番1に隣接する埋立地の地先公有水面

[B工区]

長崎県長崎市小浦町1016番1、1016番1に隣接する埋立地、1019番1、1024番1及び1024番4の 地先公有水面

[C工区]

長崎県長崎市小浦町1028番 3 、1028番 5 、1058番 3 、1058番 6 、長崎市福田本町 1 番 1 及び 2 番 2 の地先公有水面

- (2) 区 域 省略(出願時縦覧図書のとおり)
- (3) 面 積 448.91平方メートル

- 4 埋立てに関する工事の施行区域
  - (1) 位 置 [A工区]

長崎県長崎市小浦町980番2に隣接する埋立地、1016番1、1016番1に隣接する埋立地、1016番2、1016番2に隣接する道、1019番1、1019番2、1019番2に隣接する水路、1024番1、1024番3、1024番4の各地内、及び同地先公有水面

[B工区]

長崎県長崎市小浦町1028番1、1028番3、1028番4、1028番5,1058番3、1058番6、長崎市福田本町1番1、1番3、2番2の各地内、及び同地先公有水面

- (2) 区 域 省略(出願時縦覧図書のとおり)
- (3) 面 積 6,893.49平方メートル
- 5 埋立地の用途 道路用地

#### 長崎県告示第660号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和 4 年10月14日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道 路 線 名 佐々鹿町江迎線 道路の区域

区間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
佐世保市小佐々町黒石356番20地先から	前	8.6~11.7	46. 8	
佐世保市小佐々町黒石354番3地先まで	後	8. 6~11. 7	46. 8	

#### 長崎県告示第661号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和 4 年10月14日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 佐世保世知原線

道路の区域

区間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
佐世保市世知原町上野原1524番3地先から	前	18. 4~20. 7	3. 2	
佐世保市世知原町上野原1524番3地先まで	後	19.5~21.8	3. 2	

# 長崎県告示第662号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和 4 年10月14日

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 佐世保世知原線	佐世保市世知原町上野原1524番3地先から 佐世保市世知原町上野原1233番2地先まで	令和 4 年10月14日

#### 長崎県告示第663号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び 第9項第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県長崎振興局建設部に備え置いて 縦覧に供する。

令和 4 年10月14日

			長崎県知事	大石 賢吾
箇 所 番 号	所 在 地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区 域 の 種 別	建築物に作用 すると想定さ れる衝撃に関 する事項
長崎(伊王島)-(急)-0001	長崎市伊王島町	急傾斜の崩壊	警戒区域	公示図書中の 図面において 表示
長崎(伊王島)-(急)-0002	長崎市伊王島町	急傾斜の崩壊	警戒区域	
長崎(伊王島)-(急)-0003	長崎市伊王島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
長崎(伊王島)-(急)-0004	長崎市伊王島町	急傾斜の崩壊	警戒区域	
長崎(伊王島)-(急)-0005	長崎市伊王島町	急傾斜の崩壊	警戒区域	
長崎(伊王島)-(急)-0006	長崎市伊王島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
長崎(伊王島)-(急)-0007	長崎市伊王島町	急傾斜の崩壊	警戒区域	
長崎(伊王島)-(急)-0008	長崎市伊王島町	急傾斜の崩壊	警戒区域	
長崎(伊王島)-(急)-0009	長崎市伊王島町	急傾斜の崩壊	警戒区域	
長崎(伊王島)-(急)-0010	長崎市伊王島町	急傾斜の崩壊	警戒区域	
長崎(伊王島)-(急)-0011	長崎市伊王島町	急傾斜の崩壊	警戒区域	
長崎(伊王島)-(急)-0012	長崎市伊王島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
長崎(伊王島)-(急)-0013	長崎市伊王島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	

報

長崎(伊王島)-(急)-0014	長崎市伊王島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(伊王島)-(急)-0015	長崎市伊王島町	急傾斜の崩壊	警戒区域
長崎(伊王島)-(急)-0016	長崎市伊王島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(伊王島)-(急)-0017	長崎市伊王島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(伊王島)-(急)-0018	長崎市伊王島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(伊王島)-(急)-0019	長崎市伊王島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(伊王島)-(急)-0020	長崎市伊王島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(伊王島)-(急)-0021	長崎市伊王島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(伊王島)-(急)-0022	長崎市伊王島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(伊王島)-(急)-0023	長崎市伊王島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(伊王島)-(急)-0024	長崎市伊王島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(伊王島)-(急)-0025	長崎市伊王島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(伊王島)-(急)-0026	長崎市伊王島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(伊王島)-(急)-0027	長崎市伊王島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(伊王島)-(急)-0028	長崎市伊王島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(伊王島)-(急)-0029	長崎市伊王島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(高島)-(急)-0001	長崎市高島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(高島)-(急)-0002	長崎市高島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(高島)-(急)-0003	長崎市高島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(高島)-(急)-0004	長崎市高島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(高島)-(急)-0005	長崎市高島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

	·		
長崎(高島)-(急)-0006	長崎市高島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(高島)-(急)-0007	長崎市高島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(高島)-(急)-0008	長崎市高島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(高島)-(急)-0009	長崎市高島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(高島)-(急)-0010	長崎市高島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(高島)-(急)-0011	長崎市高島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(高島)-(急)-0012	長崎市高島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(高島)-(急)-0013	長崎市高島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(高島)-(急)-0014	長崎市高島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0091	長崎市池島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0092	長崎市池島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0093	長崎市池島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0094	長崎市池島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0095	長崎市池島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0096	長崎市池島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
長崎(外海)-(急)-0097	長崎市池島町	急傾斜の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

# 公 告

# 特定計量器定期検査の実施(公告)

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。 令和4年10月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 検査区分・実施区域・検査場所及び検査日時 諫早市

検査	区分	実施区域	検査場所	検査日程	検査時間
集合	検査	小長井地区	諫早市役所小長井支所	11月1日 (火)	13時から15時まで
同	上	高来地区	諫早市役所高来支所	11月2日 (水)	11時から12時まで 13時から15時まで
<b>□</b>		飯盛地域田結地区	諫早市役所飯盛支所田結出張所	11 日 4 日 (人)	10時30分から11時30分まで
同	上	飯盛地域江の浦地区	諫早市役所飯盛支所	11月4日(金)	13時から15時まで
同	上	多良見地域大草・伊木力地区	伊木力出張所多目的研修館	11月8日 (火)	10時30分から12時まで 13時から15時まで
同	上	多良見地域喜々津地区	諫早市役所多良見支所	11月9日 (水)	10時30分から12時まで 13時から15時まで
		本野地区	諫早市役所本野出張所		11時から11時30分まで
同	上	西諫早・真津山地区	西諫早公民館展示ホール	11月10日(木)	13時から16時まで
				11月14日(月)	10時30分から12時まで 13時から15時30分まで
同	同上	小栗・中央地区	武道館(諫早市体育館下)	11月15日 (火)	10時30分から12時まで 13時から15時30分まで
			11月16日 (水)	10時30分から12時まで 13時から15時30分まで	
		小野地区	小野ふれあい会館	11 01 01 (0)	10時30分から12時まで
同	上	森山地区	諫早市役所森山支所	11月21日(月)	13時30分から14時30分まで
		長田地区	みのり会館玄関ホール		10時30分から11時30分まで
同	上	有喜地区	橘湾中央漁業協同組合	11月22日(火)	13時から15時まで
同	上	諫早市全地区	武道館 (諫早市体育館下)	11月29日(火)	10時30分から12時まで 13時から14時まで
所在:検査		計量器の所在の場所		11月1日から 12月23日まで 土曜・日曜 祝日は除く	10時から12時まで 13時から16時まで

2 検査の対象となる特定計量器 取引又は証明に使用する特定計量器

3 検査の実施機関

指定定期検査機関 (一社)長崎県計量協会

### 測量の終了(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土地理院長から基本測量(時空間変位確定測量)を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和 4 年10月14日

長崎県知事 大石 賢吾

### 基本測量終了の地域及び終了日

	地	域	終了日
長崎県全域			令和4年3月31日

話直代

通表

四一

#### 測量の実施(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県北振興局長から公共測量(釜田川地区地形図作成業務委託)を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年10月14日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

	地	域	期間
平戸市田平地域			令和4年10月5日から 令和5年3月10日まで

測量の実施(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構九州新幹線建設局長から公共測量(数値撮影デジタル、数値図化)を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和 4 年10月14日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地域	期間
東彼杵町、大村市、諫早市、長崎市	令和4年10月17日から 令和5年3月8日まで

#### 測量の実施(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、島原振興局長から公共測量(三次元点群測量UAVレーザ測量)を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和 4 年10月14日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地域	期間
長崎県雲仙市 国見町神代丁~国見町土黒己	令和4年10月17日から 令和5年3月3日まで

印刷人 長崎市構

長崎市樺島町八番十二号 株式会社 クイックプリント